

エタニティ少額短期保険の現状

2018年度版 / 2017年度決算

2018

目次

■ 会社概要・主な業務の内容	1
■ トップメッセージ	2
■ 経営基本方針・お客さま第一の業務運営に関する方針	3
■ 全管協S S Iグループについて	4

経営について

コーポレート・ガバナンス体制	7
内部統制システムの整備に関する基本方針	9
リスク管理体制	11
全管協S S Iグループ リスク管理基本方針	12
コンプライアンス（法令等遵守）体制	14
全管協S S Iグループ コンプライアンス基本方針	15
個人情報に関する取扱いについて	17
全管協S S Iグループ お客さま情報の共同利用に関する基本方針	21
全管協S S Iグループ 情報開示基本方針（ディスクロージャー・ポリシー）	22
全管協S S Iグループ 反社会的勢力の対応基本方針	23
勧誘方針	24
C S R（企業の社会的責任）の取り組み	24
保険募集制度	25
保険金支払いに係る基本方針	26
お客さま対応窓口	27

業績データ

平成29年度における事業の概況	29
主要な業務の状況	30
経理の状況	38

コーポレートデータ

沿革	49
株式に関する事項	49
会社役員に関する事項	50
会社の組織	51

はじめに

平素より、皆さまにはエタニティ少額短期保険をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。
このたび、当社の経営方針、事業概況、財務状況などをご説明するためにディスクロージャー誌
「エタニティ少額短期保険の現状2018」を作成いたしました。
本誌が当社をご理解いただく一助になれば幸いに存じます。
今後ともなお一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

会社概要 (2018年3月31日現在)

名称(商号)	エタニティ少額短期保険株式会社
設立	2010年5月
資本金	200,000千円
総資産	2,959,158千円
純資産	785,854千円
本社所在地	〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜三丁目1番22号
代表取締役社長	鶴原 敦(つるはら あつし) 2018年4月1日就任

主な業務の内容

[会社の目的]

当社は、次の業務を行うことを目的としています。

1. 少額短期保険業
2. 他の保険会社、少額短期保険業者の保険業に係る業務の代理又は事務の代行、その他前号の業務に付随する業務
3. 前各号のほか、保険業法その他の法律により少額短期保険業者がおこなうことのできる業務
4. その他前各号の業務に付帯または関連する事項

[業務の内容]

当社は少額短期保険業を営んでおり、次の保険商品の引受を行っております。

1. 入居者総合安心保険プラス
2. 入居者総合安心保険プラス(補償内容拡大特約付)
3. 入居者総合安心保険プラスIII
4. テナント総合安心保険プラス

トップメッセージ

平素より、エタニティ少額短期保険株式会社をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当社は、全国賃貸管理ビジネス協会（全管協）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社を株主とする、株式会社全管協 S S I ホールディングスグループの少額短期保険業者です。

全管協と連携し、少額短期保険の業務を通じてお客さまに高品質の商品やサービスをお届けし、豊かで快適な社会生活を実現いただくことを事業活動の柱としています。

グループの事業会社である株式会社全管協共済会（本社：東京都千代田区）と 2017 年 5 月にグループに加わったネットライフ火災少額短期保険株式会社（本社：宮城県仙台市）との 3 社による共同保険方式により、賃貸物件にご入居される皆さまの様々なリスクに対応した保険をご提供しております。

グループ合算の収入保険料規模では少額短期保険業界でトップシェアを堅持しており、業界のリーディングカンパニーグループの一員として、強固な経営基盤を基に、継続的な事業拡大と収益性の高い経営を行っております。

また当社はコンプライアンス重視の企業風土の構築を経営の基本方針として掲げ、お客さまにより良い商品とサービスをご提供し、安心と安全をご提供することを使命として、常にお客さまの意向に基づく保険募集や適正かつ迅速な保険金の支払いに取り組んでおります。

近年多発化する自然災害や少子高齢化と孤独死の問題など、急速な社会環境の変化に柔軟に対応し、ステークホルダーの皆さまのご期待と信頼に応え、少額短期保険の事業を通じて社会に貢献し、皆さまに信頼いただける企業を目指し努力を重ねてまいりますので、今後とも一層のご愛顧とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



2018年7月
代表取締役社長 鶴原 敦

経営基本方針

- 商品の開発は、お客さまのニーズに沿って行います
- 商品のご案内は、不動産管理のプロでもある当社の代理店が適切に行います
- 全管協と連携して防犯・防災活動を行います
- 保険金は速やかにお支払いします
- 万全な財務体質を確保します
- コンプライアンス重視の企業風土を構築します

お客さま第一の業務運営に関する方針

全管協 S S I グループのエタニティ少額短期保険株式会社は、お客さま第一の取組をより推進するために、「お客さま第一の業務運営に関する方針」を下記の通り策定いたしました。

当グループはこれまでも「グループ行動指針」として「カスタマー・ファースト（お客さま第一）」「プロフェッショナリズム（専門性）」「インテグリティ（誠実・信頼）」等を掲げ、お客さま一人ひとりを大切にされた事業活動に取り組んでまいりました。

今後も、お客さまから選ばれ、信頼される会社として成長を続けるため、本方針に則った業務運営を一層推進してまいります。

方針1. お客さま第一を徹底し、お客さまに安全と安心を提供します。

お客さま第一を徹底し、誠実・信頼をモットーに、お客さまの不安とリスクに対して専門性を持って対応することにより、お客さまに安全と安心を提供します。

方針2. お客さまのニーズに応える商品・サービス・情報を提供します。

社会・経済等の環境の変化を的確に捉え、多様化するお客さまのニーズに合った優良な商品・サービスならびにお客さまに必要な情報を提供します。

方針3. お客さまの声を真摯に受け止め、事業活動に活かします。

お客さまの声を幅広くお伺いするとともに、いただいたお客さまの声を真摯に受け止め、迅速かつ誠実に対応し、事業活動の品質向上に活かしてまいります。

方針4. お客さまに寄り添った事故対応に努めます。

事故に遭われた全てのお客さまやお相手の方に、丁寧な説明と迅速かつ適切な保険金のお支払いを実践し、お客さまに寄り添った事故対応に努めてまいります。

方針5. お客さま第一の業務運営の定着・浸透に取り組めます。

全ての社員および保険代理店・保険募集人に対して継続的な教育・指導を実践し、お客さま第一の業務運営方針の定着と浸透に取り組んでまいります。

以上

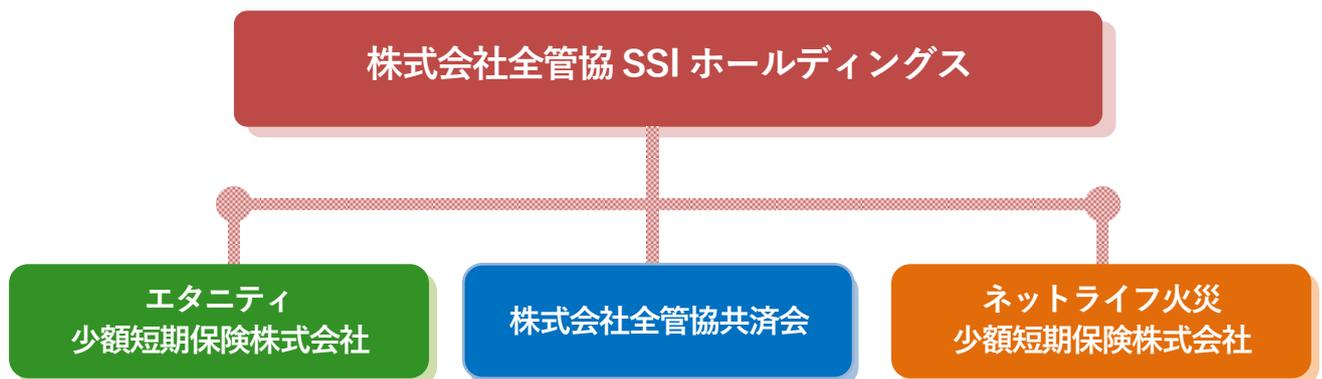
全管協 S S I グループについて

1. グループの概要

全管協 S S I グループは、経済情勢の変化の激しい現代において、市場のニーズを的確に捉えるため、株式会社全管協共済会の単独株式移転により設立された株式会社全管協 S S I ホールディングスを中心とし、お客さまにご満足いただける商品・サービスを的確かつ安定的に供給できるよう日々努力してまいります。

2. グループの構成（2018年7月1日現在）

全管協 S S I グループは、少額短期保険持株会社である株式会社全管協 S S I ホールディングスの下に、完全子会社である少額短期保険業者3社（エタニティ少額短期保険株式会社、株式会社全管協共済会、ネットライフ火災少額短期保険株式会社）を配置しています。



経営について

コーポレート・ガバナンス体制

当社は、少額短期保険業を取り巻く様々なリスクを的確に把握・管理し、業務の健全かつ適切な運営を確保するために、以下の経営管理体制を確立しています。

1. 取締役会

取締役会は、会社としての経営方針を定め、法令等の遵守、契約者等の保護、リスク管理等の観点から重要な経営諸施策の方針を決定します。同時に適切な内部統制のシステムを構築しながら、業務執行を監督しています。代表取締役社長はこれら取締役会の決定をもとに職務を執行し、組織全体に方針を徹底させます。

2. 経営会議

当社は代表取締役社長の諮問機関として経営会議を設置し、業務執行の方針・計画の協議、部門活動の総合調整等の任務を遂行しています。また、経営上重要かつ基本的な事項に関して協議し、代表取締役社長に意思決定の資料を提供する役割も果たしています。

3. リスク・コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンス重視の経営とリスクマネジメントの推進および業務の適正を確保するための体制整備・浸透・定着の達成を目的としてリスク・コンプライアンス委員会を設置しています。

本委員会は、代表取締役社長を委員長、業務執行取締役、部長を委員、監査役をオブザーバーとし、各部門が策定したコンプライアンスプログラムの実施状況を検証し、当社ガバナンスのPDCA推進を行います。また、決議機関として、権限に基づきリスク・コンプライアンス関連事項の決定と取締役会付議の決定をしています。

本委員会は、法令等遵守などを含む内部管理態勢の適切性・有効性を検証する委員会として内部監査を行い、内部監査で発見した問題点・課題や改善状況を定期的に経営陣へ報告すると同時に、解決にいたるまで継続的なフォローを実施しています。本委員会の活動内容については、取締役会へ定期的に報告される等、取締役等が全社のリスク・コンプライアンスの実態を把握できる態勢が整備されています。また当社では、お客さま相談窓口を設けており、お客さまからお寄せいただいた「お客さまの声」を本委員会に報告し、業務改善に活用しています。

4. リスク・コンプライアンス部

リスク・コンプライアンス部は、リスク管理およびコンプライアンスの統括部門として当社におけるリスクと法令等遵守の一元的な管理を行います。

同時にリスク・コンプライアンス委員会事務局として、会議の運営を行います。また、当社の内部管理態勢の改善と企業品質向上のために、内部監査方針・計画を立案し、リスク・コンプライアンス委員会を通じて同計画を実施します。

これらの活動内容の報告書等を作成し、取締役会へ提出しています。

内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、会社法第362条第4項第6号の定めに基づき、業務の適正を確保するための体制を整備するため、内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり定めています。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社におけるコンプライアンス体制の基盤となる「コンプライアンス規程」を定め、職務の執行に当たっては法令及び定款とともにこれを遵守することを徹底する。
- ② 会社全体の横断的なコンプライアンス体制の整備、問題点の把握、監督のため、リスク・コンプライアンス委員会を設置する。
- ③ 当社は、株式会社全管協SSIホールディングスグループ各社及び当社の取締役会が策定する「反社会的勢力に対する基本方針」に従い、反社会的勢力排除のための体制整備に取り組み、反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求には応じない旨を全役員に徹底する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社における取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき適切に保存及び管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 適切なリスク管理を行うため、「リスク管理規程」およびその下位規程として「情報セキュリティ規程」、「個人情報保護規程」、「コンティンジェンシープラン」を策定し、当該規程によりリスク管理に関する方針及び体制を定める。
- ② 会社全体におけるリスク管理体制の整備を徹底するため、社内の各部門ごとにリスクマネジメント推進責任者を定め、その統括責任者を社長が務める。
- ③ リスク管理体制の整備及び見直し、リスク情報の集約並びに災害等の不測の事態が生じた場合の危機管理対策のため、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、委員長はリスク管理統括責任者が兼任する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 事業活動に際し社内全体における意思統一を図るため、取締役会において短期、中期若しくは長期の経営計画を策定し、当該経営計画に基づき各部門における目標及び予算等を設定する。
- ② 取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、「取締役会規程」、「取締役職務規程」、「組織・業務分掌規程」その他の業務運営規程に基づき、各取締役、及び従業員の職務権限を定め、さらに必要に応じ職務権限を委譲する。
- ③ 職務の執行のより一層の迅速化・効率化を図るため必要と認められる場合には、その内容が定款変更に関わる場合を除き、「取締役会規程」に基づく組織機構の変更を行うことができる。

5. 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 従業員が業務を行うに当たり法令及び定款をともに遵守するための体制を整備し、併せて従業員に対するコンプライアンス教育及び啓発活動を行う。
- ② 当社の事業活動において法令・定款違反等の発生及びその可能性のある事項を早期に発見し是正するための内部通報制度を整備し、取締役、従業員及び関係者からの報告体制を整える。
- ③ 従業員がその職務を行うに当たり法令・定款等における疑義が生じた際の外部専門家による相談窓口を設置し、従業員が必要に応じいつでも活用できるようにする。

- ④ 会社組織及び社内各部署における業務の執行状況を適切に把握し、適切な助言及び勧告を行うための内部監査体制を整備する。

6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ全体の利益の観点から、企業集団の担当部門が協調し、可能な限り企業集団における情報の共有と業務執行の適正を確保することに努める。
- ② 親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引その他の施策を実施するに当たっては、取締役会に付議の上、決定する。

7. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、当社の従業員の中からこれを手当てる。

8. 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

- ① 前号の監査役職務を補助する従業員に係る人事異動、人事考課、処罰等の決定については、事前に監査役の承認を得ることとする。
- ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関して取締役からの指揮命令を受けないものとする。

9. 監査役職務を補助すべき従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

第7号に基づき配置された従業員は、業務遂行にあたり、監査役の指揮・命令にのみ従い、監査役の監査に必要な調査を行う権限を有する。

10. 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 代表取締役及び業務執行取締役は、「取締役会規程」の定めに従い、会社の業務執行の状況その他必要な情報を取締役会において報告又は説明する。
- ② 取締役及び従業員が会社の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項又はそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し速やかに当該事項を報告するものとする。
- ③ 監査役は、職務の執行に当たり必要となる事項について、取締役及び従業員に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は速やかに当該報告を行うものとする。
- ④ 当社は、監査役へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないよう取締役及び従業員に対して周知徹底し、規程等を整備する。

11. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務執行について、必要な費用の前払い等を請求したときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。ただし、監査役は監査費用の支出にあたり、その効率性及び適正性に留意しなければならない。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

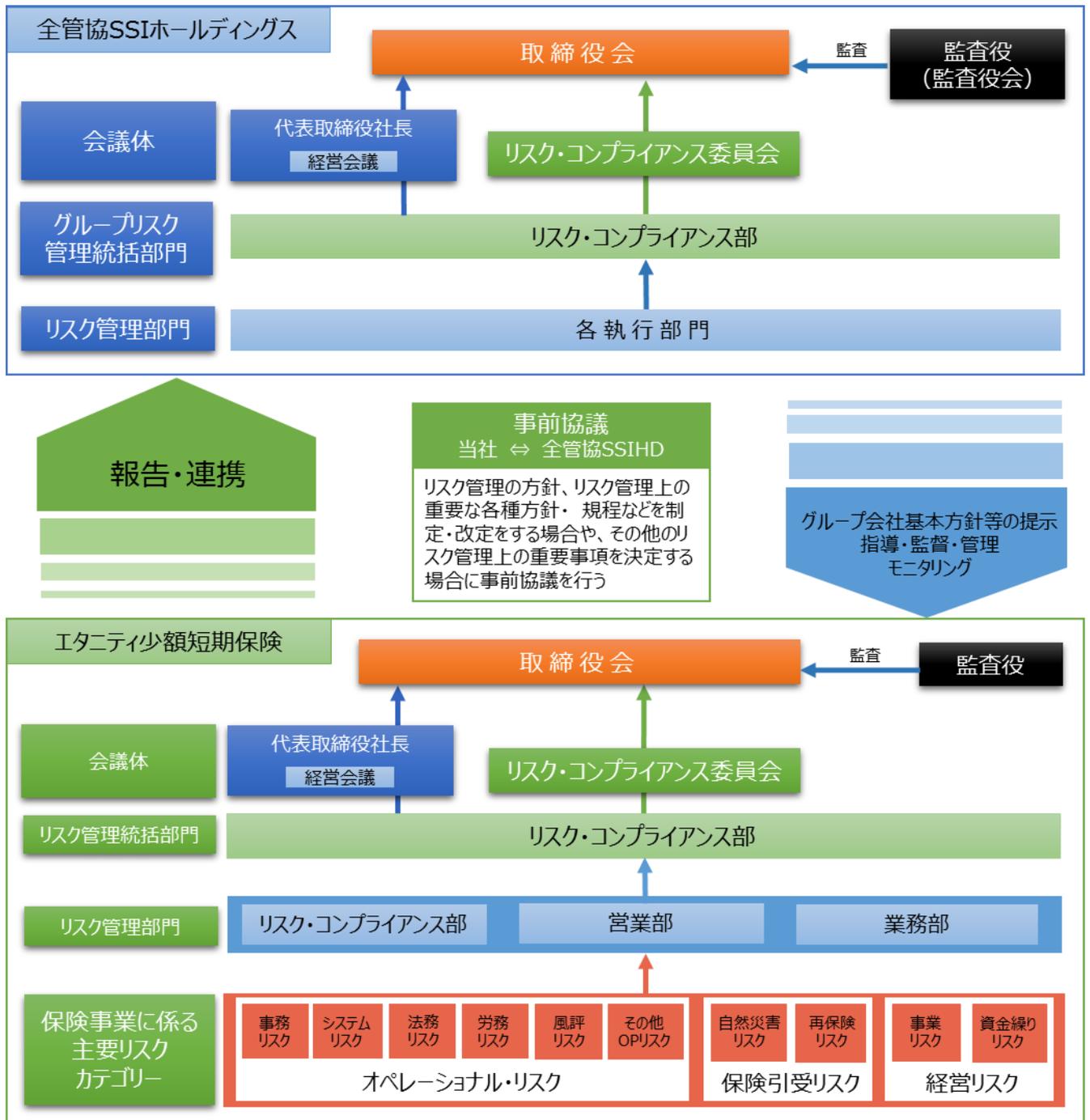
監査の実効性を確保するため、監査役が取締役、従業員、及び会計監査人との間で積極的な意見・情報の交換をできるようにするための体制及び必要に応じ弁護士、公認会計士、保険計理人等の助言を受けることができる体制を整備する。

リスク管理体制

当社は、業務の健全性を確保・維持することを目的に、事業の遂行にかかわる様々なリスクに対して、平時は未然・再発防止や軽減を図り、緊急時においては、リスク拡大を阻止する管理体制を整えることで経営の安定化に取り組みます。

業務・特性・リスク状況等を踏まえたリスク管理に関する基本方針を制定し、主体的にリスク管理を行います。

■リスク管理体制図



保険引受リスク中 再保険によるリスクの管理

当社は、次のとおりの再保険取引により、保険引受リスクを管理しております。

- (1) 当社は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社およびトア再保険株式会社と再保険契約を締結しています。
- (2) 当社は、経営の安定性を損なわないという観点から保険引受のリスク量を管理し、当社純資産に比して十分に低いものとなるよう一定割合を再保険に付す方針としています。
- (3) 再保険会社の選定は、複数とし、担保力、格付け、取引の永続性等を勘案しております。取引の詳細は、後記<業績データ>をご覧ください。
- (4) 以上の再保険契約の対象には、巨大なものとなりやすい地震災害リスクおよび台風災害リスクも含まれているため、これらにつきましても当社純資産に比して十分に低いものとなるよう一定割合を再保険に付しています。

全管協 S S I グループ リスク管理基本方針

全管協 S S I グループの各社は、事業の推進および企業価値の維持・向上を妨げる可能性のリスクに対し、早期発見とコントロールする管理体制を努めることで、サービスや品質の維持、事業継続ができるように本方針を定め、リスク管理態勢を整備します。

1. リスク管理運営方針

(1) グループ・リスク管理

① 株式会社全管協 S S I ホールディングス（以下「HD社」という。）の役割

- ・グループ共通事項として本方針を含めたリスク管理に関する各種方針・規程・制度等を全管協 S S I グループ傘下事業会社（以下、「グループ事業会社」という。）に提示・助言します。
- ・グループ全体のリスク管理を統括する組織（以下、「グループ・リスク管理統括部署」という。）と「リスク・コンプライアンス委員会」を定め、当基本方針に基づき、グループのリスク管理体制の整備を推進します。
- ・「グループ・リスク管理統括部署」は、グループ事業会社のリスク管理統括部署または、個別リスク管理部署に対し、必要に応じてリスク管理について報告を求め、協議を行う事が出来る。また、グループ事業会社のリスク管理に係る方針、規程の策定・改廃についてグループ全体の観点から、必要な調整・指導を行います。
- ・「リスク・コンプライアンス委員会」は、グループ事業会社のリスク管理上の重要事項を決定する際における事前協議と、重要な事項について、取締役会等への報告とグループ全体のリスク管理状況のモニタリングを行います。

② グループ事業会社の役割

- ・グループ事業会社は、HD社指導の下、自社の業務・特性・リスクの状況を踏まえたリスク管理方針・規程・制度等を定め、リスクカテゴリーごとの管理部署とリスクを統合的に管理する組織（以下、「リスク統括部署」という。）を設置し、個社のリスクに応じた適切な管理を行います。

- ・グループ事業会社の「リスク統括部署」は、3. 報告・事前協議体制の記載事項に基づきHD社との事前協議と報告を行います。
- (2) 危機発生時の業務継続体制
- ① HD社は、「危機管理規程」を制定し、危機リスクの特定と緊急事態発生時における指揮命令系統の確保、通常業務への復旧等に関する対応方針、整備すべき危機管理態勢を定め、グループ各社の危機管理体制の整備・推進状況を確認します。
グループ事業会社が整備すべき危機管理態勢を定め、これらの整備・推進状況を確認します。
 - ② グループ事業会社は、HD社「グループ・リスク管理基本方針」に基づき、災害時の危機発生に、継続すべき重要な業務および危機対応を計画等に定め、業務の復旧回復（業務継続・復旧）が図れる体制を整えます。

2. 対象リスクの定義

リスク管理の対象は、業務を遂行するに伴い発生しうる以下の主なリスクカテゴリーに分類します。

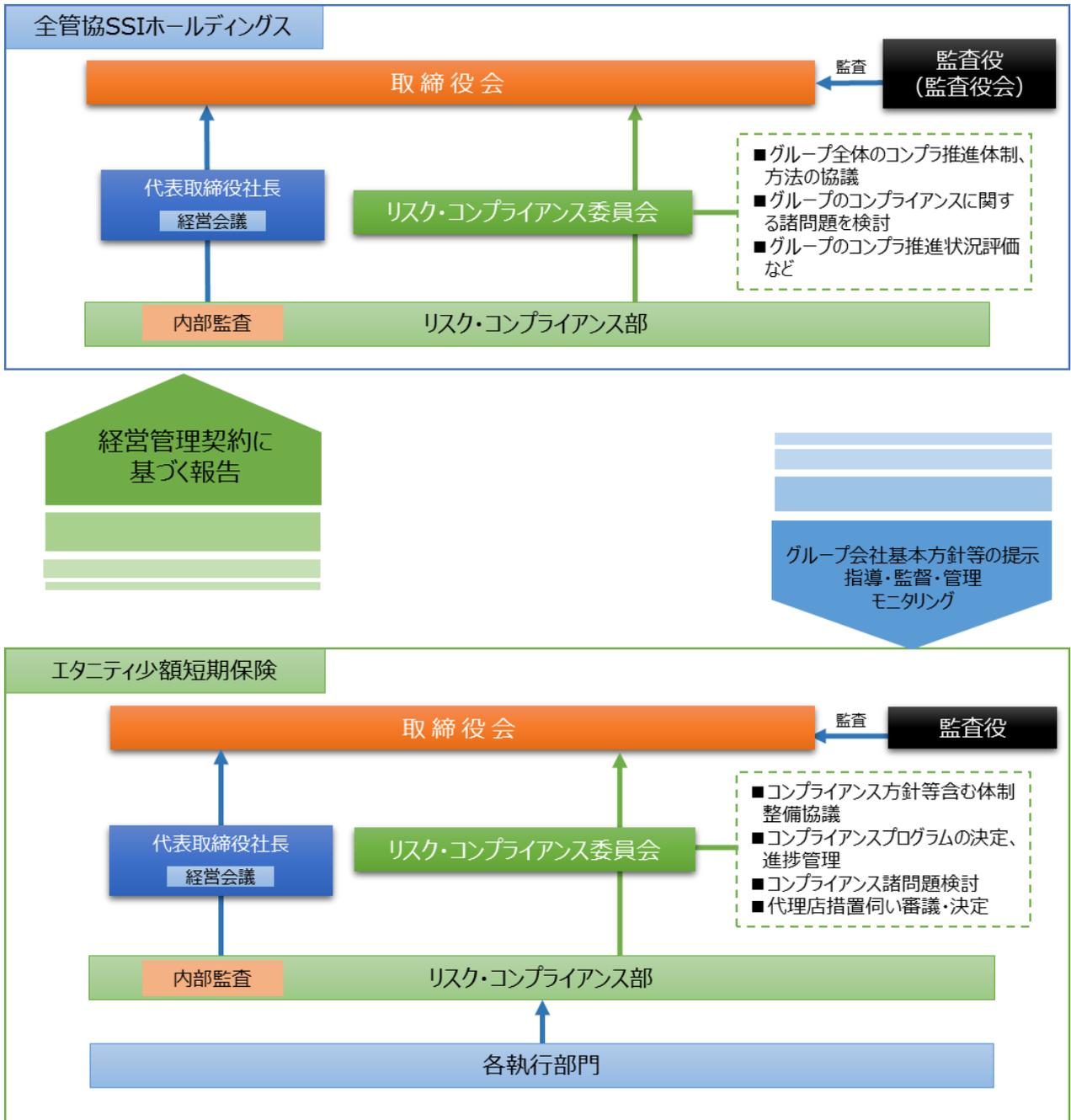
- (1) 保険引受リスク（保険金事故増加リスク、再保険リスクなどが含まれます）
経済情勢や保険事故の発生率等が保険設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクをいいます。
- (2) 経営リスク（事業リスク、環境変化リスク、資金繰りリスク、預金機関破綻リスクなどが含まれます）
様々な影響により、当社グループの経営成績、財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクをいいます。
- (3) オペレーショナルリスク（事務リスク、システムリスク、法務リスク、労務リスク、危機管理リスク、情報セキュリティリスク・個人情報リスクなどが含まれます）
内部プロセス、人・システムが不適切あるいは機能しない又は外部要因により損失を被るリスクであり、全ての業務・商品・サービスに係る幅広いリスクをいいます。

3. 報告・事前協議体制

- (1) 事前協議（HD社⇔グループ事業会社）
グループ事業会社は、HD社へ報告し、HD社の「リスク・コンプライアンス委員会」で事前協議をします。（リスク管理の方針等、リスク管理上の重要な各種方針・規程などを制定・改定をする場合や、その他のリスク管理上の重要事項を決定する場合など）
- (2) 報告（グループ事業会社⇒HD社）
グループ事業会社は、認識しているリスクとリスク管理状況をHD社に定期報告をします。また、リスク管理上の重要な問題が発生した場合は、随時報告を行います。
- (3) 指導・助言（HD社⇒グループ事業会社）
HD社は、リスク管理上のグループ共通事項をグループ・リスク管理方針などに定めグループ事業会社に提示します。モニタリングやグループ事業会社からの報告などに基づき、必要に応じて個別に指導・助言を行います。

コンプライアンス（法令等遵守）体制

■コンプライアンス体制図



全管協 S S I グループ コンプライアンス基本方針

全管協 S S I グループは、コンプライアンスをグループ経営上の最重要課題のひとつと位置づけ、全管協 S S I グループのすべての役員・社員が、企業の社会的責任を常に認識し、コンプライアンスを実践する態勢を構築するため、本方針を定めています。

1. 基本的な考え方

- (1) 全管協 S S I グループは、経営理念の実現に向け、事業活動のあらゆる場面でコンプライアンスを徹底し、企業倫理を確立します。
- (2) コンプライアンスとは、「全管協 S S I グループの事業活動に関連するすべての法令、主務官庁が定める監督指針・ガイドライン等および持株会社・グループ会社が定める社内規程（以下これらを「法令等」といいます。）を遵守し、社会の期待と要請に応えるため誠実かつ公平・公正な活動を実践すること」とします。

2. コンプライアンス態勢の構築

(1) 体制の整備

- ① コンプライアンスに関する重要事項が、経営陣に適切に報告される体制を整備します。
- ② コンプライアンスに関する事項を一元的に管理し、コンプライアンスを推進する部門を設置するとともに、コンプライアンス態勢の確保のために必要な権限を付与します。
- ③ 全管協 S S I グループの役員・社員がコンプライアンス上問題となる行為を発見した場合の報告・相談体制を整備します。

(2) 推進活動の実施

- ① コンプライアンス実践の具体的手引書としてコンプライアンス・マニュアルを策定し、周知徹底します。
- ② コンプライアンスプログラムを具体的な実践計画として策定し、実施します。
- ③ コンプライアンスを徹底するための研修や点検を行います。
- ④ コンプライアンス上問題となる行為については、速やかに是正するとともに、原因を分析し再発を防止します。

3. コンプライアンスに係る役員・社員の行動基準

(1) 誠実な行動

- ① 法令等を遵守するとともに、法令等に違反する行為を発見したときは、勇気をもって指摘し、関係者と協力して是正します。
- ② 自分のとるべき行動について迷ったときは、非倫理的でないか、家族や友人に胸を張って説明できるか、全管協 S S I グループの信頼・ブランドを損なわないか自身に問いかけ判断します。
- ③ あらゆる場面で、あらゆる人に、誠実かつ公平・公正に接します。

(2) 適正な事業活動を支える行動

- ① 談合等の競争制限や取引上の地位を利用して不正な利益を得る等の不公正な取引は行いません。

- ② 知的財産権を保護するとともに、他社の知的財産権を侵害しません。
- ③ 業務上知り得たお客さま情報は厳正に管理し、定められた目的以外に利用しません。
- ④ 反社会的勢力には毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求には応じません。
- ⑤ お客さまの利益が不当に害されることがないように利益相反取引を適切に管理します。
- ⑥ グループ内取引や業務提携等を行うにあたっては、取引の適切性を確保します。
- ⑦ 適時・適切な情報開示を行うことにより、経営の透明性を確保します。
- ⑧ インサイダー取引（重要な未公開情報を利用した株券等の取引）は行いません。
- ⑨ 当社の資産や重要情報、営業秘密等は適切に管理します。
- ⑩ 業務上の立場を利用して、私的な利得行為は行いません。

(3) 人権の尊重および職場環境の確保に関する行動

- ① 人権を尊重し、人種、国籍、性別、年齢、職業、地域、信条、障害の有無等による差別やハラスメント行為を行いません。
- ② 安全で働きやすい職場環境を確保します。

個人情報に関する取扱いについて

当社は、業務上使用するお客様の情報の管理を重要な経営課題のひとつとして位置づけ、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守するという基本方針のもとに、個人情報の適正な利用、安全管理の徹底に努めています。

また、お客様の個人情報のお取扱いについては、以下の通りプライバシーポリシーを定め、当社のホームページ上で公表しています。

<http://www.eternity-ins.com/privacy.html>

プライバシーポリシー（個人情報保護宣言－個人情報保護の基本方針）

当社は、個人情報保護の重要性を深く認識し、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）、その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインなどを遵守して、個人情報の適正な取扱いを実践いたします。また、安全管理に係る措置や以下の方針については、継続的に見直し、必要に応じて改善してまいります。

1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段で、個人情報を取得いたします。

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の目的およびP.18－5. に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用いたしません。また、利用目的は、ホームページで公表するほか、申込書・パンフレット等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- ① 適正な保険契約の審査、引受およびそれに関連する業務
- ② 適正な保険金のお支払い及びそれに関連する業務
- ③ 当社が有する債権の回収
- ④ 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- ⑤ 各種イベント・キャンペーン・セミナーの案内、各種情報の提供
- ⑥ 当社が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施
- ⑦ 当社の他の商品・サービスの案内、提携先・委託先等の商品・サービスの案内
- ⑧ 統計資料の作成
- ⑨ 問い合わせ・依頼等への対応

3. 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供することはありません。

- ① 法令に基づく場合
- ② 当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む業務委託先に提供する場合

- ③ 当社のグループ会社（関連会社・団体を含みます。）との間で共同利用を行う場合（P.18－5.をご覧ください。）
- ④ 損害保険会社および少額短期保険業者等との間で共同利用を行う場合（P.19－6.をご覧ください。）
- ⑤ 個人情報保護法第23条第2項に基づく手続（いわゆるオプト・アウト）を行って第三者に提供する場合

4. 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。当社では、例えば次のような場合に、個人データの取扱いを委託しています。

- ① 保険募集、損害調査に関わる業務
- ② 保険業務の事務処理、印刷・発送処理に関わる業務
- ③ 情報システムの開発・運用に関わる業務

5. グループ内での共同利用

- (1) 当社は、持株会社がグループ会社の経営管理を行うため、持株会社との間で個人データを共同利用することがあります。詳細につきましては、持株会社のホームページ（<http://www.zkhd.jp/>）「全管協S S Iグループお客さま情報の共同利用に関する基本方針」をご覧ください。但し、個人番号および特定個人情報を除きます。（P.20－10.をご覧ください。）

○共同利用する個人データの項目は以下のとおりです。

- ・ 株主情報（氏名、住所、株式数等）
- ・ 当社が保有するお客さま情報（氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、お客さまとのお取引に関する情報）

- (2) 当社は、全管協S S Iグループ（関連会社・団体を含みます。）が取扱う商品・サービスをご案内またはご提供するために、グループ会社（関連会社・団体を含みます。）間で個人データを共同利用することがあります。グループ会社（関連会社・団体を含みます。）は持株会社のホームページ（<http://www.zkhd.jp/>）「全管協S S Iグループお客さま情報の共同利用に関する基本方針」に掲載の「共同利用するグループ会社の範囲」をご覧ください。なお、共同利用の管理責任者は、持株会社とします。

○共同利用する個人データの項目は以下のとおりです。

- ・ 当社およびグループ会社（関連会社・団体を含みます。）が保有するお客さま情報（氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、お客さまとのお取引に関する情報）

- (3) 当社は、代理店の委託・管理・教育のために、代理店の店主・募集従事者等に関する個人データをグループ会社間で共同して利用することがあります。グループ会社は持株会社のホームページ（<http://www.zkhd.jp/>）「全管協S S Iグループお客さま情報の共同利用に関する基本方針」に掲載の「共同利用するグループ会社の範囲」をご覧ください。なお、共同利用の管理責任者は、当該個人データを原取得した各少額短期保険業者とします。

○共同利用する個人データの項目は以下のとおりです。

- ・ 当社およびグループ会社が保有する代理店の店主・募集従事者に関する情報（氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、募集人資格情報など）、代理店委託、行政当局への届出に関する事項等

6. 情報交換制度等

(1) 保険業界の情報交換について

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社および少額短期保険業者との間で、個人データを共同利用します。

(2) 代理店等情報確認業務について

当社は、少額短期保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、他の損害保険会社および少額短期保険業者との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用することがあります。また、少額短期保険代理店の委託等のために、少額短期保険募集人試験等の合格者情報に係る個人データを共同利用しています。

7. センシティブ情報のお取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10および金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに基づき、政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいいます。）、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報（以下、「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行いません。

- ① 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ② 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ③ 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ④ 法令等に基づく場合
- ⑤ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ⑥ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ⑦ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

8. 個人情報の安全管理

当社は、取扱う個人データの漏えい・滅失・き損の防止、その他個人情報の安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、必要なセキュリティ対策を講じます。また、当社が、外部に個人情報の取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

9. 開示、訂正等のご請求

(1) ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容・事故に関するご照会については、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。
ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、お答えいたします。また、お預かりした情報が不正確である場合には、正確なものに変更させていただきます。

(2) 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等に関するご請求については、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。当社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。また、通知または開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

10. 個人情報および特定個人情報の取扱いについて

全管協S S Iグループは、「番号法」にて定められている個人番号および特定個人情報について、同法で限定的に明記された目的外のために取得及び利用しません。「番号法」で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。また上記5. の共同利用も行いません。

11. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。当社における個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会、開示、訂正等、利用停止等のご請求、安全管理措置に関するご質問は、お問い合わせ窓口までご連絡ください。

お問い合わせ窓口

エタニティ少額短期保険株式会社

所在地 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜三丁目1番22号
電話番号 0120-945-228
受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日、年末年始の休業日を除きます)

全管協 S S I グループ お客様情報の共同利用に関する基本方針

全管協 S S I グループは、下記の範囲内で必要な場合に限り、お客様の個人データをグループ内（関連会社・団体を含む）で共同利用することがあります。

共同利用の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）、行政手続きにおける特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）、その他の法令・ガイドライン等を遵守し、お客様の個人データを適切に取扱います。

1. 全管協 S S I グループは、株式会社全管協 S S I ホールディングス（以下「持株会社」という）がグループ会社の経営管理を行うため、持株会社とグループ会社との間で、以下のとおり個人データを共同して利用することがあります。

(1) 個人データの項目

- ①全管協 S S I グループ各社の株主の皆様の個人データ（氏名、住所、株式数等）
- ②持株会社およびグループ会社が保有するお客様情報（氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、お客様とのお取引に関する情報）

(2) 共同利用するグループ会社の範囲

共同利用するグループ会社の範囲は、全管協 S S I グループの以下の少額短期保険業者です。

- ・株式会社全管協共済会
- ・エタニティ少額短期保険株式会社
- ・ネットライフ火災少額短期保険株式会社

(3) 共同利用の個人データ管理責任者

株式会社全管協 S S I ホールディングス

2. 全管協 S S I グループでは、グループ会社（関連会社・団体を含む）が商品・サービス等のご案内・ご提供するために、グループ会社（関連会社・団体を含む）間で、以下のとおり、個人データを共同して利用することがあります。

(1) 個人データの項目

持株会社、グループ会社（関連会社・団体を含む）が保有するお客様情報（氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、お客様とのお取引に関する情報）

(2) 共同利用するグループ会社（関連会社・団体を含む）の範囲

共同利用するグループ会社（関連会社・団体を含む）の範囲は、以下の通りです。

- ・株式会社全管協共済会
- ・エタニティ少額短期保険株式会社
- ・ネットライフ火災少額短期保険株式会社
- ・全国賃貸管理ビジネス協会
- ・株式会社賃貸管理ビジネスネットワーク
- ・株式会社全管協サービス
- ・全管協ポータルサイト株式会社
- ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

(3) 共同利用の個人データ管理責任者

株式会社全管協 S S I ホールディングス

3. 全管協 S S I グループでは、代理店の委託・管理・教育のために、グループ会社間で、以下のとおり、個人データを共同して利用することがあります。

(1) 個人データの項目

グループ会社が保有する代理店の店主・募集人等に関する情報（氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、募集人資格情報、代理店委託・行政当局への届出に関する事項など）

(2) 共同利用するグループ会社の範囲

共同利用するグループ会社の範囲は、全管協 S S I グループの以下の少額短期保険業者です。

- ・株式会社全管協共済会
- ・エタニティ少額短期保険株式会社
- ・ネットライフ火災少額短期保険株式会社

(3) 共同利用の個人データ管理責任者

当該個人データを原取得した各少額短期保険業者

全管協 S S I グループ^o 情報開示基本方針（ディスクロージャー・ポリシー）

全管協 S S I グループは、お客さま、株主、取引先をはじめとするあらゆるステークホルダーの皆さまに、全管協 S S I グループの重要情報を正確・迅速・公平に伝えることを目的として、本方針を定め情報開示に努めます。

1. 基本的な姿勢

全管協 S S I グループの情報開示につきましては、お客さま、株主、取引先などの皆さまが、全管協 S S I グループの実態を認識・判断できるように公平かつ適時・適切に情報開示を行います。

2. 情報開示の基準

全管協 S S I グループは、保険業法、金融商品取引法、会社法などの関係する法令（以下「法令等」といいます。）を遵守し、規則等の定めに従い、情報開示を行います。

また、法令等に定めのない情報発信につきましても、ステークホルダーの皆さまが当社の企業価値のご判断にお役に立つべく情報開示を積極的に努めます。

3. 情報開示の方法

全管協 S S I グループからの情報開示は、ディスクロージャー誌、インターネットホームページ、各種印刷物等、適切と判断できる方法を通じてお客さま、株主、取引先などの皆さまに情報が伝達されるよう配慮を行ってまいります。

全管協 S S I グループ 反社会的勢力の対応基本方針

全管協 S S I グループは、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務を遂行するため、本方針を定め、適切な対応をいたします。

1. 組織による対応

反社会的勢力への対応については、担当者や担当部署だけに任せず、経営陣以下組織として会社一丸となって対応し、役職員等の安全を最優先に確保します。

2. 反社会的勢力との関係遮断

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し毅然とした姿勢で臨み、不当・不正な要求を断固拒絶することに努め、反社会的勢力との関係を遮断します。

3. 不正な取引や資金提供等の禁止

反社会的勢力から不当な要求が発生した場合は、資金提供や不正な裏取引・異例な取引は絶対に行いません。また、いかなる理由があっても、反社会的勢力であることが判明した場合は、資金提供や事実を隠蔽するための取引は行いません。

4. 外部専門機関との連携

反社会的勢力を排除するために、警察、弁護士、暴力追放運動推進センター等の外部機関と日常よりパイプを強化し、対応マニュアル等の体制整備に努めます。

5. 不当要求時の法的対応

反社会的勢力による不当要求がなされた場合等には、積極的に外部専門機関に相談し、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化を躊躇しません。

勧誘方針

当社は、お客さまの信頼を確保し、安心をご提供することを最優先とし、あらゆる局面で関連する法令や規範を遵守してまいります。また、お客さまの満足度の向上に向けたサービスの充実に積極的に取り組んでまいります。

1. 商品の販売にあたっては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法その他の関係法令等を遵守し、適正な販売に努めてまいります。
2. お客さまの商品に関する知識、ご購入目的、財産の状況等に留意し、商品内容やリスク内容などについて十分ご理解いただけるように、適切なご説明を心がけるとともに、お客さまのご意向と実情に適った商品のご案内に努めてまいります。
3. 商品の販売にあたっては、お客さまにとってご迷惑とならない時間帯・場所・方法により、適切に行うよう努めてまいります。
4. お客さまに対する勧誘の適正を確保するため、社内体制の整備や販売にあたる者の研修を充実させ、わかりやすい説明に努めてまいります。
5. 万が一事故が発生した場合におきましては、迅速かつ的確に保険金のお支払いに対応するように努めてまいります。
6. お客さまのご意見等を商品の開発・販売に反映していくように努めてまいります。

CSR（企業の社会的責任）の取り組み

1. 当社は、すべてのステークホルダーへの企業の説明責任を果たすため、情報開示基本方針に則り適切な情報開示に努めております。
2. 当社では、環境保全活動としてCO₂排出量の削減のための保険証券等のペーパーレス化を推進しております。

保険募集制度

当社は、賃貸不動産入居者のお客さまを対象とする少額短期保険商品を販売しておりますが、これらの商品は、当社と代理店委託契約を締結した不動産管理・仲介業者によって取り扱われています。当社では、これら保険商品の販売に係わる代理店による、法令等に基づいた適正な保険募集活動を確保するため、代理店指導・研修体制を確立させております。

1. 代理店登録及び届出

当社と委託契約を交わした代理店が保険募集を行うためには、保険業法第276条に基づき内閣総理大臣への登録が必要であり、当社は代理店委託契約締結後、速やかに登録の手続きを行っています。また実際にお客さまへ保険商品の販売（募集）を行うことができる募集従事者は、少額短期保険業の共通試験である「少額短期保険募集人試験」に合格し、内閣総理大臣への届出が済んでいることが必要条件となります。当社は、新設はもとより既存の代理店に対しても定期的に募集従事者の状況を確認し、適宜届出を行っております。

2. 代理店の業務

代理店は、当社に代わって、お客さまのご意向を把握、確認した上で、お客さまに適切な保険商品をお勧めしております。保険商品をご案内する際には、商品パンフレット等で補償内容をご説明し、さらに「重要事項説明書」に基づいて「契約概要」と「注意喚起情報」をご説明しております。

3. 代理店教育

お客さまとの保険契約においては、法令等で定められた保険募集のルールがしっかりと守られなければなりません。そのため、当社では代理店の法令等遵守の徹底を目的として、「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、募集従事者を対象に集合研修および訪問研修を行っています。

4. 代理店点検・指導の実施

当社は、代理店の保険募集業務が適正に行われているかを確認するため、「代理店コンプライアンス指導」および「代理店監査」を実施しています。これにより代理店の法令等遵守状況や業務遂行状況の実態を把握し、業務適正化の指導を行っています。

保険金支払いに係る基本方針

少額短期保険業者として基本的かつ最も重要な機能である保険金の支払について、当社は、常に「お客さま第一」の視点に立ち、適時・適切な保険金の迅速な支払を行うことにより、保険契約者等の保護を図ることを基本方針としております。

1. 保険金支払管理の基本的姿勢

- ①事故の受付から保険金の支払に至る諸対応については、お客さまおよび被害者の視点に立った適時・適切な保険金の迅速な支払が図られるよう努める。
特に、支払漏れの防止ならびに万一不払いが発生した時の調査、判断、お客さまおよび被害者への説明については十分な対応を行う。
- ②事故発生、保険金請求、保険金支払の各プロセスにおいて、各種保険金についてお客さまの視点に立ったわかりやすく、漏れない案内や説明を迅速かつ適切に行う。
- ③お客さまの同意を得たうえで必要な情報をご提供いただき、事故や損害発生状況等について早期かつ正確に把握する。
- ④不当・不正な保険金請求事案に対しては、保険会社の公共性を踏まえ、保険制度の健全な運営や社会正義の実現の観点から厳正な対応を行う必要があることに十分留意しつつ、適正な対応を行う。
- ⑤お客さまの声、不祥事故、内部監査等で把握された問題点を踏まえて、保険金支払業務の見直し・改善に努める。

2. 法令等の遵守

- ①保険金支払業務にあたっては、関連する法令、規則、通達、ガイドライン等を遵守し、社内の関係諸手続規程に従い、関連各部門が連携のうえ、適切に対応する。
- ②保険金支払業務にあたっては、顧客等の個人情報について適切な取扱いを確保する。
特に、保険金支払においては、お客さまに関する多数のセンシティブ情報を取扱うことを踏まえ、個人情報保護基本規程を遵守し厳格な取扱いを確保する。

お客さま対応窓口

当社は、お客さまの利便を図り、「お客さまから信頼され選ばれる少額短期保険業者」となるために、「お客さまの声」を貴重な「経営資産」としてお客さまサービス向上、業務改善に生かしてまいります。「お客さまの声」を直接承ります「お客さま相談窓口」をはじめとして、以下の各種対応窓口を設置しております。

- 当社の商品・サービス等に関するご質問、ご意見、苦情等のお申し出を承ります。

お客さま相談窓口	TEL：0120-945-228 受付時間：9：00～17：00 (土・日・祝日、年末年始の休業日を除きます)
-----------------	--

- お客さまからの事故のご報告を受付けております。受けました報告内容は当社「事故センター」に伝えられ、「事故センター」において解決に向け対応いたします。

保険金請求受付センター	TEL：0120-370-671 受付時間：24時間 365日
--------------------	---

- ご退去などにより、契約を解約される際のご連絡を承ります。

解約受付センター	TEL：0120-051-730 受付時間：9：00～17：00 (土・日・祝日、年末年始の休業日を除きます)
-----------------	--

指定紛争解決機関（ADR）について

「一般社団法人 日本少額短期保険協会」の「少額短期ほけん相談室」では、保険業法に基づく指定少額短期保険業務紛争解決機関として、公正かつ中立的な立場で、少額短期保険業者の業務に関連する苦情や紛争に対応しております。

一般社団法人 日本少額短期保険協会 「少額短期ほけん相談室」	TEL：0120-82-1144 FAX：03-3297-0755 受付時間： 9：00～12：00 13：00～17：00 (土・日・祝日、年末年始の休業日を除きます) http://www.shougakutanki.jp/general/consumer/consult.html
---	--

業績データ

平成29年度における事業の概況 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

[事業環境]

当事業年度におけるわが国の経済は、海外経済の回復に伴う輸出の増加等により企業収益や雇用・所得の改善が維持され、緩やかな回復基調で推移しております。日本の保険市場におきましては、局地的な大雨や豪雪に起因した被害が発生する等、自然災害の影響を受けやすい事業環境が続いております。

このような中、第8期を迎えた当事業は、ネットライフ火災少額短期保険株式会社を新たにグループに加え、株式会社全管協共済会との3社による共同保険引受を開始するとともに、補償内容を拡充した新商品を投入し、お客さまのニーズへの対応を強化するなど「お客さま第一の業務運営」を念頭に事業の拡大を進めてまいりました。その結果、経常収益は共同保険引受の3社化により減収となりましたが、保有契約は順調に拡大し損害率も低位安定したことから、経常利益については増益となりました。また、当社が幹事となる特約店制度（媒介代理店を介する通販）も募集コンプライアンスの向上を図りながら基盤整備を着実に進めてまいりました。

[事業損益]

事業成績につきましては、経常収益 11,823 百万円（対前期△265 百万円、△2.2%減）と対前期で減収となりました。これは、12月より共同保険の分担会社に新たにネットライフ火災少額短期保険株式会社が加わったことにより、共同保険の分担割合を変更したことによる収入保険料及び再保険収入などの減少によるものです。また、同様に経常費用も分担割合の変更の影響から 11,459 百万円（対前期△335 百万円、△2.8%減）となり、その結果、経常利益は 364 百万円（対前期 70 百万円、23.8%増）となりました。法人税・住民税 95 百万円、法人税等調整額 8 百万円を控除後の当期純利益は 260 百万円（対前期 47 百万円、22.1%増）となりました。収入保険料は 6,083 百万円（対前期△320 百万円、△5.0%減）、支払保険金は 994 百万円（対前期△15 百万円、△1.5%減）であり、出再を控除した正味収入保険料は 156 百万円（対前期△261 百万円、△62.6%減）、正味保険金は 30 百万円（対前期△38 百万円、△55.9%減）となっております。元受損害率は、上記の共同保険分担割合の変更に伴う収入保険料減収の影響から 17.7%（対前期 0.8 ポイント増）となりましたが元受発生損害率は 17.8%（対前期 0.2 ポイント増）と微増にとどまり問題ない水準で推移しています。

[会社が対処すべき課題]

当社は経営の基本方針の一つに、コンプライアンス重視の企業風土を構築していくことを掲げ、「お客さまにより良い商品とサービスをご提供し、安心と安全を提供する」ことの実現に取り組んでおります。そのためには、販売の第一線である代理店・募集人にも「お客さま第一の業務運営」の徹底が求められ、募集品質の向上に向けた継続的な代理店・募集人への指導が必要となっております。これらの実現に向け、当社では「お客さまの声」を積極的に経営に反映するとともに、株式会社全管協 SSI ホールディングスグループの一員として、グループで培ってきたノウハウを代理店・募集人の指導に活かすとともにグループ全体へのシナジー効果を促し、引き続き業務の適正性と経営の健全性の向上に向け経営管理体制の強化に努めてまいります。このような取り組み強化を通じ、代理店・募集人にコンプライアンス重視の募集体制を徹底することで、「お客さま第一の業務運営」を実現いたします。

主要な業務の状況

1. 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：千円)

項 目	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		(平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)	(平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)	(平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)
正味収入保険料		390,448	417,103	156,450
経常収益		11,151,643	12,088,903	11,823,597
保険引受利益 (注)		255,856	294,769	364,144
経常利益		255,862	294,775	364,150
当期純利益		180,740	213,362	260,755
正味損害率		14.2%	16.4%	19.7%
正味事業費率		5.2%	△0.3%	△122.7%
利息及び配当金収入		0	-	-
資本金 (発行済株式総数)		200,000 (4,000 株)	200,000 (4,000 株)	200,000 (4,000 株)
純資産額		507,735	631,098	785,854
保険業法上の純資産額 (※)		541,052	675,217	834,088
総資産額		3,179,060	3,497,207	2,959,158
責任準備金残高		460,867	513,845	465,021
有価証券残高		-	-	-
保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 (ソルベンシー・マージン比率)		696.0%	856.2%	928.4%
配当性向		49.8%	49.7%	99.7%
従業員数		3 人	4 人	4 人

※ 保険業法上の純資産額とは、保険業法施行規則第211条の8第1項の規定に基づき、貸借対照表の純資産の部の金額に異常危険準備金および価格変動準備金の額を加えたものです。

(注) 平成29年度の保険引受利益を平成30年8月7日に修正いたしました。

2. 直近の2事業年度における業務の状況

① 正味収入保険料

(単位：千円)

項目	年度	平成28年度		平成29年度	
		金額	比率	金額	比率
火災		417,103	100.0%	156,450	100.0%
その他		-	-	-	-
合計		417,103	100.0%	156,450	100.0%

※正味収入保険料とは、元受契約の元受正味保険料から出再契約の支払再保険料を控除したものをいいます。

② 元受正味保険料

(単位：千円)

項目	年度	平成28年度		平成29年度	
		金額	比率	金額	比率
火災		5,958,627	100.0%	5,616,879	100.0%
その他		-	-	-	-
合計		5,958,627	100.0%	5,616,879	100.0%

※元受正味保険料とは、保険料から解約返戻金およびその他返戻金を控除したものをいいます。

③ 支払再保険料

(単位：千円)

項目	年度	平成28年度		平成29年度	
		金額	比率	金額	比率
火災		5,541,523	100.0%	5,460,428	100.0%
その他		-	-	-	-
合計		5,541,523	100.0%	5,460,428	100.0%

※支払再保険料とは、再保険料から再保険返戻金およびその他再保険収入を控除したものをいいます。

④ 保険引受利益 (注)

(単位：千円)

項目	年度	平成28年度		平成29年度	
		金額	比率	金額	比率
火災		294,769	100.0%	364,144	100.0%
その他		-	-	-	-
合計		294,769	100.0%	364,144	100.0%

※保険引受利益とは、経常利益から保険引受以外に係る利益を控除したものをいいます。

(注) 平成29年度の金額および合計を平成30年8月7日に修正いたしました。

⑤ 正味支払保険金

(単位：千円)

項目	年度	平成28年度		平成29年度	
		金額	比率	金額	比率
火災		68,282	100.0%	30,878	100.0%
その他		-	-	-	-
合計		68,282	100.0%	30,878	100.0%

※正味支払保険金とは、元受契約の元受正味保険金から出再契約の回収再保険金を控除したものをいいます。

⑥ 元受正味保険金

(単位：千円)

項目	年度	平成28年度		平成29年度	
		金額	比率	金額	比率
火災		1,009,355	100.0%	994,319	100.0%
その他		-	-	-	-
合計		1,009,355	100.0%	994,319	100.0%

※元受正味保険金とは、支払保険金から保険金戻入を控除したものをいいます。

⑦ 回収再保険金

(単位：千円)

項目	年度	平成28年度		平成29年度	
		金額	比率	金額	比率
火災		941,073	100.0%	963,441	100.0%
その他		-	-	-	-
合計		941,073	100.0%	963,441	100.0%

※回収再保険金とは、再保険金から再保険金割戻を控除したものをいいます。

3. 保険契約に関する指標等

- ① 契約者配当金の額
該当ありません。

- ② 正味損害率、正味事業費率及び正味合算率

項目	年度	平成28年度			平成29年度		
		正味損害率	正味事業費率	正味合算率	正味損害率	正味事業費率	正味合算率
火災		16.4%	△0.3%	16.1%	19.7%	△122.7%	△103.0%
その他		-	-	-	-	-	-
合計		16.4%	△0.3%	16.1%	19.7%	△122.7%	△103.0%

※正味損害率＝正味支払保険金÷正味収入保険料

※正味事業費＝事業費－再保険手数料

※正味事業費率＝正味事業費÷正味収入保険料

※正味合算率＝正味損害率＋正味事業費率

- ③ 出再控除前の発生損害率、事業費率及び合算率

項目	年度	平成28年度			平成29年度		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災		17.6%	74.4%	92.0%	17.8%	68.6%	86.4%
その他		-	-	-	-	-	-
合計		17.6%	74.4%	92.0%	17.8%	68.6%	86.4%

※発生損害率＝当期発生保険金等÷当期既経過保険料

※事業費率＝事業費÷当期既経過保険料

※合算率＝発生損害率＋事業費率

※当期発生保険金等＝元受正味保険金＋出再控除前の保険金に係る支払備金積増額

※当期既経過保険料＝元受正味保険料－出再控除前の未経過保険料積増額－出再控除前の解約返戻金に係る支払備金積増額

- ④ 出再を行った再保険会社の数と出再保険料の上位5社の割合

平成28年度		平成29年度	
出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再保険料の割合	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再保険料の割合
2社	100%	2社	100%

- ⑤ 支払再保険料の格付ごとの割合

平成28年度		平成29年度	
格付区分	出再保険料における割合	格付区分	出再保険料における割合
A-以上	100%	A-以上	100%
BBB以上	-	BBB以上	-
その他	-	その他	-
合計	100%	合計	100%

※格付区分は、各年度3月末時点のスタンダード・アンド・プアーズ（S&P社）の格付に基づいています。

⑥ 未収再保険金の額

(単位：千円)

項目	年度	平成28年度		平成29年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災		277,111	100.0%	250,438	100.0%
その他		-	-	-	-
合計		277,111	100.0%	250,438	100.0%

4. 経理に関する指標等

① 支払備金

(単位：千円)

項目	年度	平成28年度	平成29年度
		火災	42,514
その他	-	-	
合計		42,514	44,771

② 責任準備金

(単位：千円)

項目	年度	平成28年度	平成29年度
		火災	513,705
その他	139	-	
合計		513,845	465,021

③ 利益準備金及び任意積立金の区分ごとの残高

(単位：千円)

項目	年度	平成28年度	平成29年度
		利益準備金	38,800
任意積立金	-	-	
合計		38,800	60,000

④ 損害率の上昇に対する経常利益の変動

(単位：千円)

損害率の上昇シナリオ	元受発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。			
計算方法	正味既経過保険料×1%			
経常利益の減少額	平成28年度	4,057	平成29年度	1,786

5. 資産運用に関する指標等

① 資産運用の概況

(単位：千円)

項目	年度	平成28年度		平成29年度	
		金額	構成比	金額	構成比
現預金		1,016,180	29.1%	1,097,606	37.1%
金銭信託		-	-	-	-
有価証券		-	-	-	-
運用資産計		1,016,180	29.1%	1,097,606	37.1%
総資産		3,497,207	100.0%	2,959,158	100.0%

※運用資産計とは、預貯金、金銭の信託及び有価証券の合計額です。

② 利息配当収入の額及び運用利回り

(単位：千円)

項目	年度	平成28年度		平成29年度	
		金額	利回り	金額	利回り
現預金		0	0.0%	0	0.0%
金銭信託		-	-	-	-
有価証券		-	-	-	-
小計		0	0.0%	0	0.0%
その他		6	0.0%	6	0.0%
合計		6	0.0%	6	0.0%

※利回りは、利息配当収入金額を月平均運用額で除して算出しています。

③ 保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比
該当ありません。

④ 保有有価証券利回り
該当ありません。

⑤ 有価証券の種類別の残存期間別残高
該当ありません。

6. 責任準備金の残高の内訳

(単位：千円)

項目	区分	平成29年度			合計
		普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当準備金等	
火災		416,787	48,234	-	465,021
その他		-	-	-	-
合計		416,787	48,234	-	465,021

7. ソルベンシー・マージン比率

(単位：千円)

	平成 28 年度末	平成 29 年度末
(1) ソルベンシー・マージン総額	672,120	657,107
① 純資産の部合計 (社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を除く。)	525,098	525,854
② 価格変動準備金	-	-
③ 異常危険準備金	44,119	48,234
④ 一般貸倒引当金	13	18
⑤ その他有価証券の評価差額(税効果控除前) (99%又は100%)	-	-
⑥ 土地含み損益 (85%又は100%)	-	-
⑦ 契約者配当準備金の一部 (除、翌期配当所要額)	-	-
⑧ 将来利益	-	-
⑨ 税効果相当額	102,889	83,000
⑩ 負債性資本調達手段等	-	-
告示(第14号)第2条第3項第5号イに掲げるもの (⑩(a))	-	-
告示(第14号)第2条第3項第5号ロに掲げるもの (⑩(b))	-	-
(2) リスクの合計額 $\sqrt{[R_1^2+R_2^2]+R_3+R_4}$	156,999	141,552
保険リスク相当額	81,716	56,699
R1 一般保険リスク相当額	44,206	19,802
R4 巨大災害リスク相当額	37,509	36,896
R2 資産運用リスク相当額	106,939	99,580
価格変動等リスク相当額	-	-
信用リスク相当額	-	-
子会社等リスク相当額	-	-
再保険リスク相当額	91,335	87,921
再保険回収リスク相当額	15,604	11,658
R3 経営管理リスク相当額	3,773	3,125
(3) ソルベンシー・マージン比率 (1)/ {(1/2)×(2)}	856.2%	928.4%

※上記の金額および数値は、保険業法施行規則第211条の59および第211条の60ならびに平成18年金融庁告示第14号の規定に基づいて算出しています。

[ソルベンシー・マージン比率とは]

- ・少額短期保険業者は、保険事故発生の際の保険金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、少額短期保険業者が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の子測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の子測を超える危険」を示す「リスクの合計額」（前ページの(2)）に対する「少額短期保険業者が保有している資本金・準備金等の支払余力」（すなわちソルベンシー・マージン総額：前ページの(1)）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」（前ページの(3)）です。
- ・「通常の子測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ① 保険引受上の危険（一般保険リスク）：保険事故の発生率等が通常の子測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く。）
 - ② 資産運用上の危険（資産運用リスク）：保有する有価証券等の資産の価格が通常の子測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ③ 経営管理上の危険（経営管理リスク）：業務の運営上通常の子測を超えて発生し得る危険で上記①、②及び④以外のもの
 - ④ 巨大災害に係る危険(巨大災害リスク)：通常の子測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険
- ・「少額短期保険業者が有している資本金・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、少額短期保険業者の純資産、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額です。
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が少額短期保険業者を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

8. 時価情報等

- ① 有価証券
該当ありません。
- ② 金銭の信託
該当ありません。

経理の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科目	年度			科目	年度		
	平成28年度末	平成29年度末	比較増減		平成28年度末	平成29年度末	比較増減
現金及び預貯金	1,016,180	1,097,606	81,425	保険契約準備金	556,360	509,792	△46,567
現金	-	-	-	支払備金	42,514	44,771	2,256
預貯金	1,016,180	1,097,606	81,425	責任準備金	513,845	465,021	△48,824
金銭の信託	-	-	-	普通責任準備金	469,726	416,787	△52,939
有価証券	-	-	-	異常危険準備金	44,119	48,234	4,114
国債	-	-	-	契約者配当準備金	-	-	-
地方債	-	-	-	代理店借	444	537	92
政府保証債	-	-	-	再保険借	1,615,616	1,142,248	△473,367
その他の証券	-	-	-	短期社債	-	-	-
有形固定資産	1,587	1,193	△394	社債	-	-	-
土地	-	-	-	新株予約権付社債	-	-	-
建物	1,376	1,193	△183	その他負債	659,066	478,947	△180,119
建設仮勘定	-	-	-	代理業務借	-	-	-
その他の有形固定資産	211	-	△211	借入金	-	-	-
無形固定資産	134,154	149,328	15,173	未払法人税等	57,679	47,726	△9,952
ソフトウェア	123,624	136,692	13,068	未払金	18,737	21,006	2,268
ソフトウェア仮勘定	10,530	12,636	2,106	未払費用	62,212	52,754	△9,458
のれん	-	-	-	前受収益	520,282	357,379	△162,902
その他の無形固定資産	-	-	-	預り金	155	81	△74
代理店貸	-	-	-	資産除去債務	-	-	-
共同保険貸	336,696	212,357	△124,338	仮受金	-	-	-
再保険貸	1,560,419	1,165,892	△394,527	その他の負債	-	-	-
その他資産	391,947	282,630	△109,317	退職給付引当金	13,381	16,582	3,201
未収金	93,638	80,213	△13,424	役員退職慰労引当金	19,140	23,100	3,960
代理業務貸	-	-	-	賞与引当金	2,099	2,095	△4
未収保険料	-	-	-	価格変動準備金	-	-	-
前払費用	298,309	201,730	△96,579	繰延税金負債	-	-	-
未収収益	-	-	-	再評価に係る繰延税金負債	-	-	-
仮払金	-	-	-	負債の部合計	2,866,109	2,173,303	△692,805
保険業法第113条繰延資産	-	-	-	資本金	200,000	200,000	-
その他の資産	-	687	687	新株式申込証拠金	-	-	-
前払年金費用	-	-	-	資本剰余金	-	-	-
繰延税金資産	27,234	19,199	△8,035	資本準備金	-	-	-
再評価に係る繰延税金資産	-	-	-	その他資本剰余金	-	-	-
供託金	29,000	31,000	2,000	利益剰余金	431,098	585,854	154,755
貸倒引当金	△13	△50	△36	利益準備金	38,800	60,000	21,200
				その他利益剰余金	392,298	525,854	133,555
				退職金関係積立金	-	-	-
				不動産圧縮積立金	-	-	-
				社会厚生事業増進積立金	-	-	-
				その他の積立金	-	-	-
				繰越利益剰余金	392,298	525,854	133,555
				自己株式(△)	-	-	-
				自己株式申込証拠金	-	-	-
				株主資本合計	631,098	785,854	154,755
				その他有価証券評価差額金	-	-	-
				繰延ヘッジ損益	-	-	-
				土地再評価差額金	-	-	-
				評価・換算差額等合計	-	-	-
				新株予約権	-	-	-
				純資産の部合計	631,098	785,854	154,755
資産の部合計	3,497,207	2,959,158	△538,049	負債・純資産の部合計	3,497,207	2,959,158	△538,049

平成29年度 貸借対照表関係注記事項

1. 有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
2. 無形固定資産の減価償却は、定額法によっております。
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
3. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しております。
4. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
5. 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。
6. 役員退職慰労引当金は、役員の退職給付に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。
7. 価格変動準備金は、国債等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上することとしておりますが、当事業年度は対象資産がないため計上しておりません。
8. 消費税等の会計処理は、税込方式によっております。
9. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、契約金額が3,000千円未満のため、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
10. 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額は、次のとおりであります。
有形固定資産の減価償却累計額 3,569 千円
有形固定資産の圧縮記帳額はありませぬ。
11. 関係会社に対する金銭債権及び債務は次のとおりであります。
短期金銭債権総額 - 千円
短期金銭債務総額 16,265 千円
12. 支払備金の内訳は、次のとおりであります。
支払備金（出再支払備金控除前） 518,213 千円
同上にかかる出再支払備金 473,442 千円

差 引 44,771 千円
13. 責任準備金の内訳は、次のとおりであります。
普通責任準備金（出再控除前未経過保険料） 5,957,652 千円
同上にかかる出再責任準備金 5,540,864 千円

差 引（イ） 416,787 千円
初年度収支残による普通責任準備金（ロ） - 千円
異常危険準備金（ハ） 48,234 千円

計（イ+ロ+ハ） 465,021 千円
14. 1株当たり純資産額は196,463円58銭であります。
算定上の基礎である純資産の部の合計額及び普通株式に係る当期末の純資産額はいずれも785,854千円、1株当たり純資産額の算定に用いた当期末の普通株式の数は4,000株であります。
15. 繰延税金資産の総額は19,199千円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、役員退職慰労引当金6,458千円、退職給付引当金4,636千円、解約返戻普通備金3,894千円、異常危険準備金2,982千円、賞与引当金585千円、IBNR備金532千円等であります。

16. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リースにより使用しています。
17. 金融商品の状況に関する事項
 当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。共同保険貸等にかかる信用リスクについては適切に管理しリスク軽減を図っております。
18. 金融商品の時価等に関する事項

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	1,097,606	1,097,606	-
共同保険貸	212,357	212,357	-
再保険貸	1,165,892	1,165,892	-
再保険借	(1,142,248)	(1,142,248)	-

①負債に計上されているものについては、()で示しております。

②これらの金融商品はいずれも短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

19. 賃貸等不動産の状況に関する事項
 該当事項ありません。
20. 重要な後発事象等に関する注記
 該当事項ありません。
21. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	比較増減
経常収益		12,088,903	11,823,597	△265,306
保険料等収入		12,088,897	11,774,758	△314,138
保険料		6,403,099	6,083,127	△319,971
再保険収入		5,685,797	5,691,631	5,833
回収再保険金		941,073	963,441	22,367
再保険手数料		4,311,344	4,257,167	△54,176
再保険返戻金		433,380	471,022	37,642
その他再保険収入		-	-	-
支払備金戻入額		-	-	-
責任準備金戻入額		-	48,824	48,824
資産運用収益		6	6	0
利息及び配当金収入		-	-	-
預貯金利息		-	-	-
有価証券利息・配当金		-	-	-
その他利息配当金		-	-	-
有価証券売却益		-	-	-
有価証券償還益		-	-	-
その他運用収益		6	6	0
その他経常収益		-	7	7
経常費用		11,794,128	11,459,446	△334,681
保険金等支払金		7,428,731	7,392,019	△36,712
保険金		1,009,355	994,319	△15,036
給付金		-	-	-
解約返戻金		438,717	461,123	22,405
その他返戻金		5,754	5,124	△629
契約者配当金		-	-	-
再保険料		5,974,903	5,931,451	△43,452
責任準備金等繰入額		55,236	2,256	△52,980
支払備金繰入額		2,259	2,256	△2
責任準備金繰入額		52,977	-	△52,977
資産運用費用		0	0	0
有価証券売却損		-	-	-
有価証券評価損		-	-	-
有価証券償還損		-	-	-
その他運用費用		0	0	0
事業費		4,310,092	4,065,133	△244,958
営業費及び一般管理費		4,255,867	4,011,471	△244,396
税金		3,219	2,488	△731
減価償却費		42,482	44,016	1,534
退職給付引当金繰入額		4,478	3,201	△1,276
役員退職慰労引当金繰入額		3,960	3,960	-
賞与引当金繰入額		83	△4	△88
その他経常費用		67	36	△30
保険業法第 113 条繰延資産償却費		-	-	-
その他の経常費用		67	36	△30

保険業法第113条繰延額(△)	-	-	-
経常利益(経常損失△)	294,775	364,150	69,375
特別利益	-	-	-
固定資産等処分益	-	-	-
負ののれん発生益	-	-	-
価格変動準備金戻入額	-	-	-
その他特別利益	-	-	-
特別損失	-	-	-
固定資産等処分損	-	-	-
減損損失	-	-	-
価格変動準備金繰入額	-	-	-
不動産等圧縮損	-	-	-
その他特別損失	-	-	-
契約者配当準備金繰入額	-	-	-
税引前当期純利益(同当期純損失△)	294,775	364,150	69,375
法人税及び住民税	95,266	95,359	92
法人税等調整額	△ 13,854	8,035	21,889
法人税等合計	81,412	103,395	21,982
当期純利益(当期純損失△)	213,362	260,755	47,393

平成29年度 損益計算書注記事項

1. 関係会社との取引高は次のとおりであります。
 収益総額 - 千円
 費用総額 192,616 千円

2. 以下の収益及び費用に関する金額
 ① 正味収入保険料は、156,450千円です。
 ② 正味支払保険金は、30,878千円です。
 ③ 責任準備金戻入額の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金戻入額(出再控除前未経過保険料)	312,922	千円
同上にかかる出再責任準備金戻入額	290,769	千円
差引(イ)	22,152	千円
初年度取支残による普通責任準備金戻入額(ロ)	30,786	千円
異常危険準備金繰入額(ハ)	4,114	千円
計(イ+ロ-ハ)	48,824	千円

- ④ 支払備金繰入額の内訳は次のとおりです。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前)	58,741	千円
同上にかかる出再支払備金繰入額	56,484	千円
差引	2,256	千円

3. 1株当たりの当期純利益の額は65,188円95銭であります。
 算定上の基礎である当期純利益の額は260,755千円、1株当たりの当期純利益の額の算定に用いた当期末の普通株式の期中平均株式数は4,000株であります。

4. 関連当事者等との取引に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	株式会社 全管協共済会	なし	共同保険に 係る 関連業務 委託契約	共同保険に関する 保険料、保険金、解 約返戻金、その他返 戻金、諸経費の立替 金、その他協議によ り認めた勘定に係 るネット取引 (注)	-	共同 保険貸	207,056

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 業務委託契約および付帯覚書による共同保険諸勘定に係る経理決済ルールに基づき、合理的な条件で決定しています。

5. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 株主資本等変動計算書

平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等				新株 予約権	純資産 合計		
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己 株式	株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金			評価・ 換算 差額等 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金 任意 積立金	繰越利益 剰余金									利益 剰余金 合計
当期首残高	200,000	-	-	-	20,800	-	286,935	307,735	-	507,735	-	-	-	-	-	507,735
当期変動額																
新株の発行	-	-	-	-												
剰余金の配当					18,000		△108,000	△90,000		△90,000						△90,000
当期純利益							213,362	213,362		213,362						213,362
自己株式の処分																
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)																
当期変動額合計	-	-	-	-	18,000	-	105,362	123,362	-	123,362	-	-	-	-	-	123,362
当期末残高	200,000	-	-	-	38,800	-	392,298	431,098	-	631,098	-	-	-	-	-	631,098

平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等				新株 予約権	純資産 合計		
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己 株式	株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金			評価・ 換算 差額等 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金 任意 積立金	繰越利益 剰余金									利益 剰余金 合計
当期首残高	200,000	-	-	-	38,800	-	392,298	431,098	-	631,098	-	-	-	-	-	631,098
当期変動額																
新株の発行	-	-	-	-												
剰余金の配当					21,200		△127,200	△106,000		△106,000						△106,000
当期純利益							260,755	260,755		260,755						260,755
自己株式の処分																
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)																
当期変動額合計	-	-	-	-	21,200	-	133,555	154,755	-	154,755	-	-	-	-	-	154,755
当期末残高	200,000	-	-	-	60,000	-	525,854	585,854	-	785,854	-	-	-	-	-	785,854

平成29年度 株主資本等変動計算書注記事項

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	4,000株	－	－	4,000株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項ありません。

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	配当財産の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月21日 定時株主総会	金銭	106,000千円	26,500円	平成29年 3月31日	平成29年 6月22日

4. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	配当財産の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
平成30年6月14日 定時株主総会	金銭	260,000千円	利益剰余金	65,000円	平成30年 3月31日	平成30年 6月15日

5. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

4. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	年 度	
	平成28年度	平成29年度
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	294,775	364,150
減価償却費	42,482	44,016
保険業法第113条繰延資産償却費	-	-
支払備金の増加額(Δは減少)	2,259	2,256
責任準備金の増加額(Δは減少)	52,977	△48,824
契約者配当準備金繰入額	-	-
退職給付引当金の増加額(Δは減少)	4,478	3,201
役員退職慰労引当金の増加額(Δは減少)	3,960	3,960
賞与引当金の増加額(Δは減少)	83	△4
貸倒引当金の増加額(Δは減少)	10	36
価格変動準備金の増加額(Δは減少)	-	-
利息及び配当金等収入	△6	△6
有価証券関係損益(Δは益)	-	-
支払利息	0	0
為替差損益(Δは益)	-	-
有形固定資産関係損益(Δは益)	-	-
代理店貸の増加額(Δは増加)	2	-
再保険貸の増加額(Δは増加)	△128,728	394,527
共同保険貸の増加額(Δは増加)	44,271	124,338
その他資産(除く投資活動、財務活動関連)の増減額(Δは増加)	△46,517	107,316
代理店借の増加額(Δは減少)	△97	92
再保険借の増加額(Δは減少)	60,006	△473,367
共同保険借の増加額(Δは減少)	-	-
その他負債(除く投資活動、財務活動関連)の増減額(Δは減少)	59,608	△173,129
その他	△2,132	3,492
小 計	387,432	352,057
利息及び配当金等の受取額	6	6
利息の支払額	△0	△0
契約者配当金の支払額	-	-
その他	-	-
法人税等の支払額(Δ)又は還付額	△83,759	△104,455
営業活動によるキャッシュ・フロー	303,680	247,608
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額(Δは増加)	-	-
有価証券の取得による支出	-	-
有価証券の売却・償還による収入	-	-
保険業法第113条繰延資産の取得による支出	-	-
その他	△65,448	△60,183
投資活動によるキャッシュ・フロー	△65,448	△60,183

III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	-	-
借入金の返済による支出	-	-
社債の発行による収入	-	-
社債の償還による支出	-	-
株式の発行による収入	-	-
自己株式の取得による支出	-	-
配当金の支払額	△90,000	△106,000
その他	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△90,000	△106,000
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
V 現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	148,232	81,425
VI 現金及び現金同等物の期首残高	867,948	1,016,180
VII 現金及び現金同等物の期末残高	1,016,180	1,097,606

平成29年度キャッシュ・フロー計算書注記事項

1. 資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなります。

2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預貯金勘定	1,097,606千円
預入期間が3か月を超える定期預金	－千円
現金及び現金同等物	1,097,606千円

3. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

コーポレートデータ

沿革

エタニティ少額短期保険株式会社の沿革

2010年	5月	少額短期保険業の準備会社として「エタニティ・ジャパン株式会社」を設立
2010年	10月	商号を「エタニティ少額短期保険株式会社」に変更し、少額短期保険業者として近畿財務局に登録を完了 「近畿財務局長（少額短期保険）第7号」
		「賃貸住宅総合保障プラン」、「入居者安心の総合保障プラン」、「テナント総合保障プラン」を発売
2011年	11月	株式会社全管協 S S I ホールディングスの100%子会社となる
2012年	6月	「入居者総合安心保険プラス」を発売
2014年	7月	「入居者総合安心保険プラス（補償内容拡大特約付）」を発売
2015年	12月	「入居者総合安心保険プラスIII」を発売
2015年	12月	本店を大阪府中央区北浜三丁目1番22号に移転

株式に関する事項

1. 株式数

発行可能株式総数	5,000株
発行済株式の総数	4,000株

2. 2017年度末株主数 1名

3. 大株主

(2018年3月31日現在)

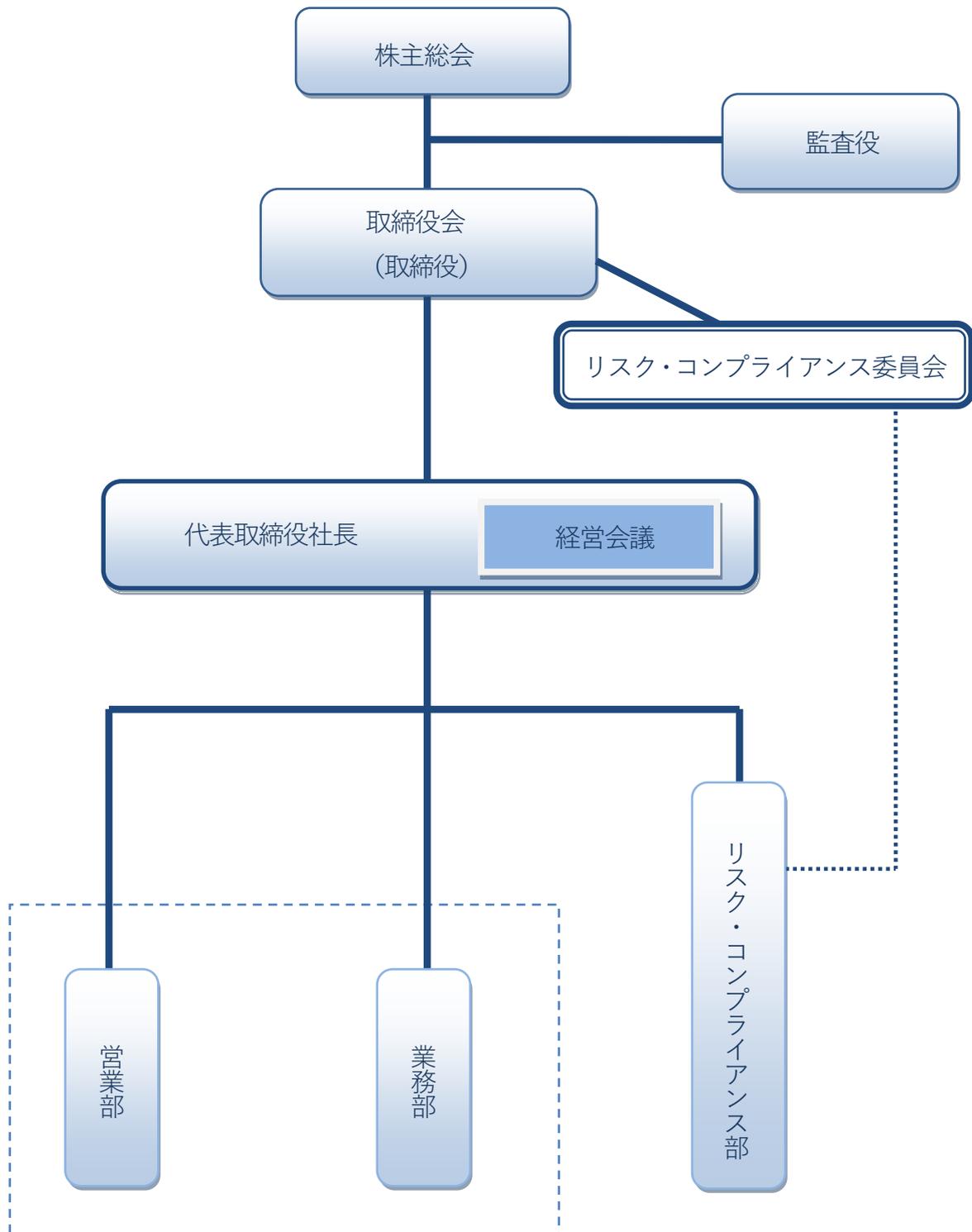
株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社全管協 S S I ホールディングス	4,000株	100%

会社役員に関する事項

(2018年7月1日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職
鶴原 敦	代表取締役社長 リスク・コンプライアンス部長	
渡邊 祐	取締役 営業部長	
宮野 純	取締役	(株)レンタックス 代表取締役
水野 隆司	取締役	(株)プランニングサプライ 代表取締役
土田 秀仁	監査役	あいおいニッセイ同和損害保険(株) マーケット開発部事業推進室 推進役
三浦 裕	監査役	(株)全管協SSIホールディングス 監査役
明石 慎二郎	監査役	全国賃貸管理ビジネス協会 事務局次長

会社の組織（2018年7月1日現在）



エタニティ少額短期保険の現状2018

2018年7月発行

エタニティ少額短期保険株式会社

〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜三丁目1番22号

電話：06（6223）1700

URL:<http://www.etsnity-ins.com>